

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

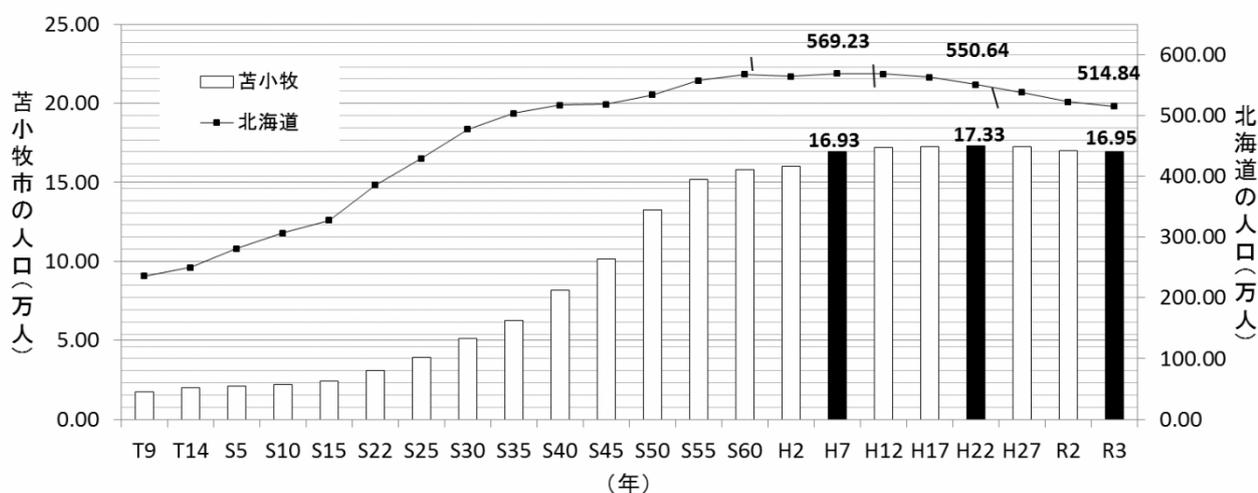
(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 苫小牧市の人口構造

苫小牧市の人口は、昭和 55 年に 15 万人であった人口は、この 30 年間おおむね増加してきたが、平成 25 年の 174,469 人をピークに減少傾向にある。(図表 1)。

また、本市の年齢 3 区分の人口推移を見ると、老年人口 (65 歳以上) は令和 22 年 (2040 年) までは増加する見込みだが、年少人口 (15 歳未満) や生産年齢人口 (15～64 歳) は減少すると見込まれる。(図表 2)。これは、将来的に地域を支える年齢層の人口が減っていくことを示しており、地域経済に深刻な影響を与えることになる。

図表 1 人口の推移¹ (北海道・苫小牧市)

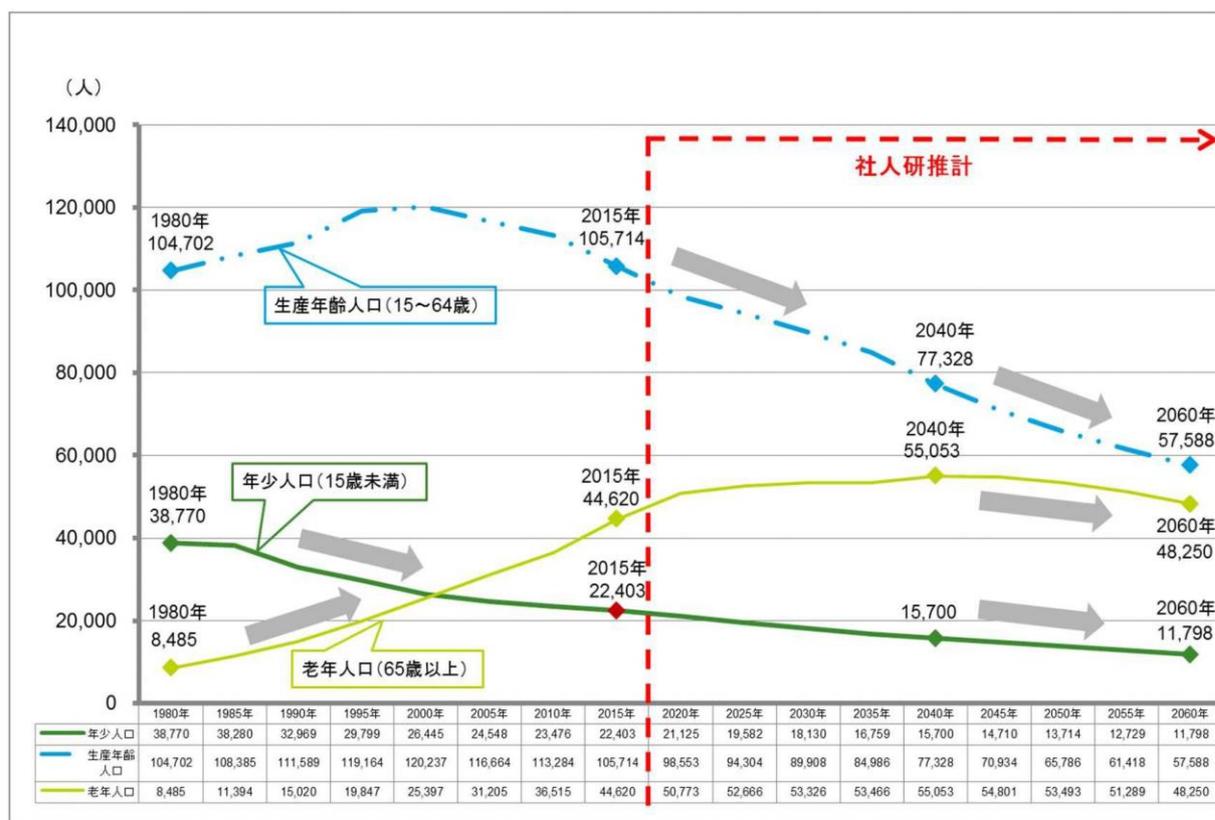


資料：総務省統計局「国勢調査結果」

(R3のみ) 北海道「住基ネットにおける人口【参考値】」、市「住民基本台帳人口・世帯数及び人口動態」

¹ 図表 1 人口の推移：各年国勢調査結果の数値。基準日は10月1日。昭和20年のみ、太平洋戦争直後のため行われず、昭和22年に臨時で実施された国勢調査結果の数値。平成26年、平成27年については、国勢調査が行われていないため、9月30日現在の住基ネットの数値を使用。

図表2 年齢区分別人口の推移、推計



資料：第2期「苫小牧市人口ビジョン及び総合戦略」

② 苫小牧市の産業構造

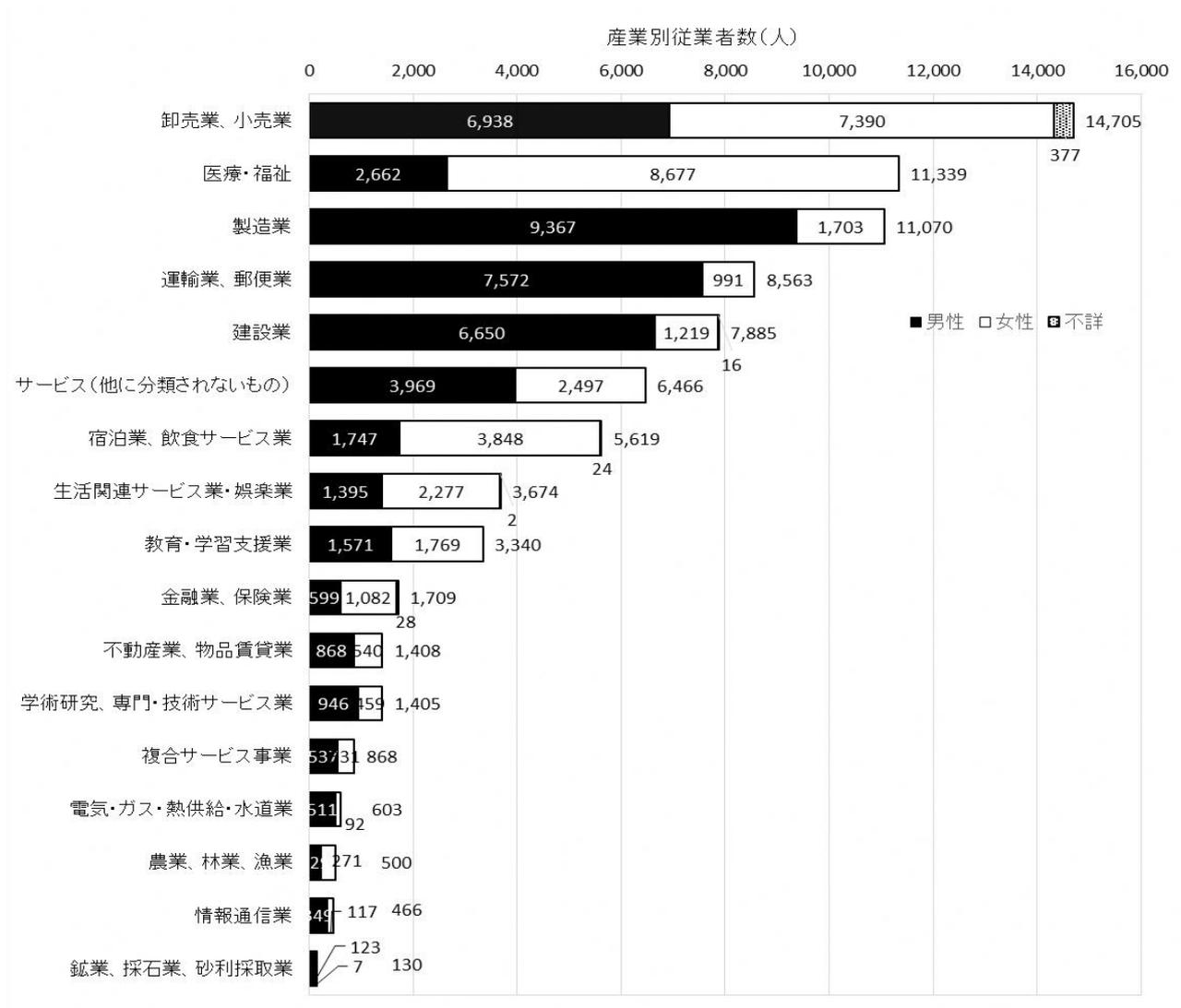
苫小牧市の産業構造を従業者数でみると（図表3）、1次産業（農・林・漁業）の割合が低く、第2次産業（製造業、建設業など）の割合が高くなっている。

男女別にみると、男性は、「製造業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「建設業」で全体の6割を占めており、本市の男性は、工業及び商業に従事する従業者が多いことがわかる。また、女性は、「医療・福祉」「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」で全体の5割を占めており、医療・福祉業及び商業等に従事する従業者が多い一方、製造業に従事する従業者が少ないことが顕著に現れている。

また、従業者規模別の事業所数及び従業者数でみると（図表4）、平成28年度の事業所数では99人以下の事業所が約99%、同様に従業者数でも約78%を占めており、中小企業が地域の経済を支えているといえる。

産業別による付加価値額構成比でみると（図表5）、石油・石炭製品、運輸・郵便業、輸送用機械、パルプ・紙・紙加工品の産業が地域を支えている構造となっており、第1次産業が0.5%、第2次産業が66.1%、第3次産業が33.4%と、「ものづくりのまち」としての特色が伺える数字となっている。

図表3：産業別従業者数の男女割合



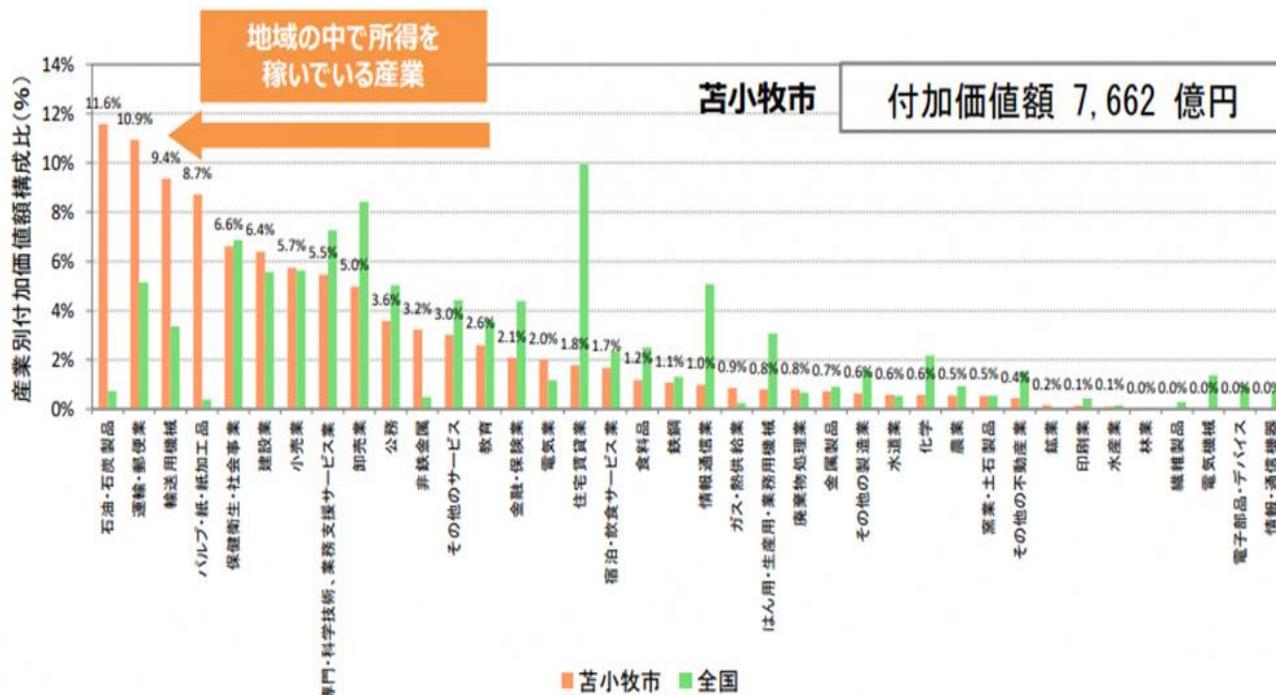
資料：総務省統計局「令和3年 経済センサス活動調査（速報値）」

図表4 従業者規模別の事業所数及び従業者数（民営）

従業者数	平成28年			
	事業所	構成比	従業者	構成比
1～4人	3,814	51.97%	8,122	10.30%
5～29人	2,997	40.84%	33,359	42.29%
30～49人	237	3.23%	8,961	11.36%
50～99人	169	2.30%	11,341	14.38%
100人以上	67	0.92%	17,099	21.68%
出向・派遣のみの事業所	48	0.64%	-	-
合計	7,339	100%	78,882	100%

資料：総務省統計局「経済センサス 平成28年基礎調査」

図表5 <産業別付加価値額構成比（平成28年 苫小牧市）>



資料：環境省「地域経済循環分析用データ」、総務省統計局「国勢調査」より

③ 苫小牧市の産業における課題

苫小牧市内の中小企業においては、生産年齢人口の減少による人手不足、人口減少に伴う需要縮小の影響により、今後難しい経営環境が続くことが予想されており、労働力を補う設備投資による生産性向上や新たな事業展開などの対応が喫緊の課題となっている。

(2) 目標

苫小牧市内の中小企業においては、生産年齢人口の減少や高齢化の中にあっても、早急に設備の更新を進めることで労働生産性を向上し、付加価値を高め、魅力ある持続可能な事業への発展を支援していく必要がある。

労働生産性の向上のためには、助成措置や税制の優遇措置により事業者の設備投資を促進していくことが必要である。このため、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に新たに 80 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

苫小牧市の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとはいいがたく、幅広い設備において生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

苫小牧市は、国際拠点港湾の「苫小牧港」と空の玄関である「新千歳空港」の「ダブルポート」を有し、鉄道、国道、高速自動車道などの交通アクセスにも恵まれた、北海道経済発展の大きな役割を担う産業拠点都市である。

市中心部には製紙工場のほか、多くの小売業・飲食店があり、また、苫小牧港から東部地域には、自動車部品、金属などの工業基地、石油備蓄基地やエネルギー基地など多様な産業が集積している。さらに、西部地域及び植苗地域には、農業や医療・福祉施設があり、多種多様な産業が市内全域に広がっていることから、苫小牧市全域を本計画の対象とする。

(2) 対象業種・事業

苫小牧市の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとはいいがたいことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

ただし、本計画は地域雇用の創出や地域経済の発展を図る目的であることから、太陽光発電設備等に関しては、市内に労働者が常駐する事業所又は工場を有し、自らが電力を消費する目的に設置するもののみを対象とし、全量売電するための設備は対象としない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月13日～令和7年6月12日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。